

# 知っておきたい手当・助成など

## (1) 児童手当

15歳の誕生日後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童の養育者に児童手当を支給します。

支給額	3歳未満 ..... 月額15,000円 3歳から小学生まで ..... 月額10,000円 (第3子以降*1 ..... 月額15,000円) 中学生 ..... 月額10,000円 特別給付(養育者の所得が制限限度額以上の児童) ..... 月額5,000円 *1「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 ※令和4年6月分から養育者の所得が上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。
支払い月	6月、10月、2月(それぞれ前月分まで支給)
申請	出生・転入などにより、新たに受給資格が生じた場合、出生日・前住所からの転出予定日の翌日から15日以内に子育て支援課または下総・大栄支所窓口サービス係で申請が必要となります。公務員は勤務先で手続きをしてください。

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

## (2) 子ども医療費助成

0歳から中学校3年生までの子どもの保険診療による医療費等の一部を助成します。

**対象となる医療費** 健康保険が適用された医療費(医科・歯科・調剤等)、入院時の食事療養標準負担額

事前に受給券の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口で医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者または被扶養者であることの確認を受けた上、「子ども医療費助成受給券」を提示することで、直接、助成が受けられます。窓口での支払いは、次の通りです。

市町村民税所得割課税世帯	入院1日200円 通院1回200円 調剤は無料 ※令和5年8月からは同一の医療機関等において月毎に入院11日、通院6回以降は無料です。
市町村民税所得割非課税世帯	入院・通院・調剤ともに無料

県外で受診した場合や「子ども医療費助成受給券」を提示しなかった場合は、申請により助成を受けることができます(償還払い)。受診した日の属する月の翌月以降2年以内に、健康保険証、「子ども医療費助成受給券」、領収書などを持参して申請してください。

※学校生活中や登下校中の負傷などで、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるときは、子ども医療費助成の対象となりません。

- 子ども医療費関係の申請は、子育て支援課、健康増進課、または下総・大栄支所窓口サービス係で手続きができます。なお、「子ども医療費助成受給券」の交付は市役所2階の子育て支援課でのみ行います。

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp



# 小児科

0歳から20歳までの  
内科の病気全般に対応

血液・心臓・神経・腎臓の病気、アレルギー、低身長、  
甲状腺疾患、糖尿病、肥満症、感染症など

わたしたちは、  
いのちに寄り添う  
ひとつのチームです



日本赤十字社キャラクター

ハートちゃん

# 産婦人科

母子ともに安心安全な  
妊娠・出産を目指して

妊婦健診、新生児集中治療室(NICU)併設、無痛分娩、  
立ち合い出産、母児同室、婦人科外来



日本赤十字社

成田赤十字病院

TEL.0476-22-2311

〒286-8523 千葉県成田市飯田町90番地1  
ホームページ <https://www.narita.jrc.or.jp/>



### (3) 高校生等医療費助成

高校生相当年齢の子どもの保険診療による医療費等の一部を助成します。

**対象となる医療費** 健康保険が適用された医療費(医科・歯科・調剤等)、入院時の食事療養標準負担額

**市町村民税所得割課税世帯** 入院1日200円 通院1回200円 調剤は無料  
※令和5年8月からは同一の医療機関等において毎月に入院11日、通院6回以降は無料です。

**市町村民税所得割非課税世帯** 入院・通院・調剤ともに無料

医療機関等を受診した翌月以降2年以内に、健康保険証、領収書などを持参し申請することで、助成を受けることができます(償還払い)。令和5年度中に、償還払いから受給券による助成になります。

※学校生活中や登下校中の負傷などで、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、助成の対象となりません。

●高校生医療費関係の申請は、子育て支援課、健康増進課、または下総・大栄支所窓口サービス係で手続きができます。

**お問い合わせ先** 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

### (4) 保育所等入所世帯援助

保育園・認定こども園・幼稚園(特定教育・保育施設)および小規模保育事業所等(特定地域型保育事業所)に通園している乳幼児の制服代や行事参加費などの援助を行います。

**対象者** 本市に居住実態があり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に通う子どもの保護者のうち、次のいずれかの世帯の人または里親  
○生活保護受給世帯および中国残留邦人等支援給付受給世帯  
○市民税所得割非課税世帯のうち、ひとり親世帯、障害者手帳を所持している人がいる世帯

**申請方法** 保育課に申請  
申請時期および詳細については、各保育園等を通じて案内します

**援助費目** ○制服、靴、帽子などの園生活で必要となる被服費 ○行事参加費  
○幼稚園が運行している通園のための送迎バス代  
※支給額および該当となる品目に制限があります。また、在園している施設により、対象となる費目が異なります。

**お問い合わせ先** 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp



## (5) 幼稚園等入園世帯援助

私立幼稚園(特定教育・保育施設である幼稚園を除く)に通園している園児の給食に係る費用のうち副食材料費について援助を行います。

対象者	私立幼稚園(特定教育・保育施設である幼稚園を除く)に通う子どもの保護者のうち、次のいずれかの世帯の人 ○生活保護受給世帯および中国残留邦人等支援給付受給世帯 ○市民税所得割合算額が77,100円以下の世帯 ○小学校3年生以下の子どものうち、第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯 ○ファミリーホームまたは里親に委託されている園児
申請方法	保育課に申請 申請時期および詳細については、各幼稚園等を通じて案内します
援助費目	給食費のうち副食材料費※ ※主食(ごはん・麺・パンなど)以外の費用
援助額	月額4,500円上限

お問い合わせ先 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp

## (6) 認可外保育施設利用者補助金

保育所の入所基準を満たしている保護者で、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設を利用している人に、補助金を交付します。

対象者	就労などの理由により、乳幼児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)を家庭で保育できず、認可外保育施設を利用(月単位の契約が1月当たり60時間以上)しており、市税などの滞納がなく、市民税非課税世帯ではない人
対象施設	児童福祉法第59条の2第1項の規定により届出の義務が課せられている施設で、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設(市外も可) ※一時的な利用や会社が従業員のために設置した託児所や企業主導型保育事業所は対象になりません。
補助額	認可外保育施設に支払った月額利用料から、補助対象者が保育所に入所したと仮定した場合の保育料を差し引いた額の2分の1(1円未満は切り捨て)、または補助上限額(算出した保育料の属する階層により異なります)を比較して少ない方 ※時間外保育料など、月額利用料以外にかかる料金については補助対象外です。

### 補助上限額(月額)

各月初日の通所児の属する世帯の階層区分	補助上限額(月額)	
	1人目	2人目
第2	22,000円	22,000円
第3	15,175円	18,590円
第4	11,500円	16,750円
第5	6,425円	14,215円
第6	650円	11,325円
第7	0円	8,000円
第8	0円	5,000円



- 特定の要件に該当する母子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などについては、通所児の属する世帯の階層が第2、第3、第4(市民税所得割額が77,101円以下の世帯に限る)の場合、補助上限額が異なります。
- 第3から第8までにおいて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設もしくは特別支援学校幼稚部に在籍している場合、児童心理治療施設に通っている場合または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、第2子については、上表の補助上限額(月額)欄の2人目の金額とし、第3子以降については、22,000円となります。なお、低所得である多子世帯やひとり親世帯については、児童の人数の数え方が異なります。

お問い合わせ先 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp

## (7) 就学援助

経済的な理由で市立学校の学用品費や給食費などの支払いが困難な児童生徒の保護者に、その費用を援助しています。

申請方法	収入の分かるものを添付して、直接通学(入学)する学校へ申請してください。申請書は学校にあります。申請後に、教育委員会による審査があります。必要に応じて民生委員・児童委員による生活状況の確認があります。
援助費目	○学用品費・通学用品費 ○校外活動費 ○クラブ活動費(小学校:クラブ活動費、中学校:部活動費) ○生徒(児童)会費 ○PTA会費 ○修学旅行費 ○学校給食費 ○通学費(遠距離通学者の定期代) ○新入学児童生徒学用品費 ○入学準備学用品費 ○卒業アルバム代等 ○オンライン学習通信費 ○医療費(学校の定期健康診断で発見された虫歯など、定められた疾病の治療費のみ) ※学年により対象となる費目が異なるほか、支給額および該当となる品目に制限があります。

**お問い合わせ先** 各学校または学務課 ☎20-1581・gakumu@city.narita.chiba.jp

## (8) 学校給食費無料化

次に該当する保護者を対象に、学校給食費を無料とします。

### ひとり親家庭の児童生徒

対象要件	次のすべてに当てはまる保護者 ○子が成田市立小・中・義務教育学校に在学する配偶者のいない保護者 ○保護者と無料化対象の子が、原則として市内に住所を有し、同一世帯で生計を一にしている ○生活保護教育扶助費または就学援助費を受給していない ○学校給食費の滞納がない
申請方法	必要書類を添えて学校給食センターに申請書を提出するかオンライン申請専用フォームから申請してください。年度ごとに申請が必要です(年度の途中でひとり親家庭となった場合は申請月から対象)。

### 第3子以降の児童生徒

対象要件	次のすべてに当てはまる保護者 ○保護者が子を3人以上扶養し、年齢の高い方から数えて3番目以降の子が成田市立小・中・義務教育学校に在籍している ○保護者と無料化対象の子が、原則として市内に住所を有し、同一世帯で生計を一にしている ○生活保護教育扶助費または就学援助費を受給していない ○学校給食費の滞納がない
申請方法	必要書類を添えて学校給食センターに申請書を提出するかオンライン申請専用フォームから申請してください。年度ごとに申請が必要です。

### 中学校3年生・義務教育学校9年生(申請不要)

対象要件	次のすべてに当てはまる保護者 ○成田市立の中学校3年生と義務教育学校9年生の保護者 ○生活保護教育扶助費を受給していない
------	--

**お問い合わせ先** 学校給食センター ☎27-9449・kyushoku@city.narita.chiba.jp

## (9) 食物アレルギー児等への学校給食費相当額の助成

食物アレルギー等のため毎日弁当を持参している成田市立小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者に給食費相当額を助成しています。助成を受けるには年度ごとの申請が必要です。

対象者	次のすべてに当てはまる児童生徒を持つ保護者 ○成田市立小・中・義務教育学校に在籍している ○食物アレルギー等に関する医師の証明がある ○食物アレルギー等のため、学校給食の提供を一切受けられず、毎日弁当を持参している(学校給食の提供を受けながら毎日弁当を持参している場合や、一部弁当持参の場合は対象外)
申請方法	申請書に医師の証明等を添えて通学する学校に提出してください。

**お問い合わせ先** 学校給食センター ☎27-9449・kyushoku@city.narita.chiba.jp



優しく、穏やかに、誠実な診療をモットーに地域のかかりつけ医をめざします。  
 みみ、はな、のどのことでお困りであれば是非御相談ください。  
 また、耳鼻科が苦手なお子さんも、お気軽にお越しください。



いけみ



## いけみ耳鼻咽喉科クリニック

お子さんにこんな症状があったら  
 当院にご相談ください

みみ

はな/のど

耳が汚れている・耳そうじ

鼻水が出る・鼻が詰まる

耳が痛い・耳だれが出る

鼻水がのどに回る・のどが痛い



しろやぎさん

神奈川県川崎市 出身

よく笑ってよく寝ます。  
 顔の好き嫌いが  
 とても多いです。

くろやぎさん

千葉県富里市 出身

おだやかで人にかみつくことは  
 ありません。顔は好き嫌いなく  
 何でも食べます。



## やぎのお医者さんの紹介

いけみ耳鼻咽喉科クリニック

☎0476-29-3387

ホームページ: <http://ikemi-clinic.com>



千葉県成田市吾妻3丁目52番2

診察時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	▲	×
14:00~18:00	●	●	●	×	●	×	×

※土曜日は 8:30~12:00まで

休診日 木曜/土曜午後・日曜・祝日